

令和6年度第2回広島大学病院医療安全監査委員会報告書

広島大学病院医療安全監査委員会規則第3条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

広島大学病院医療安全監査委員会規則第3条に基づき、広島大学病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの説明及び聴取の方法によって報告を求めることにより、監査を実施した。

- ・日 時：令和7年3月6日（木） 15：00～16：05
- ・会 場：広島大学病院 臨床管理棟3階 3F4会議室
- ・委 員 長：山田 謙慈（広島県医師会 常任理事）
- ・委 員：中井 克洋（広島メープル法律事務所 弁護士）
- ・委 員：中川 圭（認定NPO 法人乳がん患者友の会きらら 理事長）

2. 監査の内容及び結果

（1）インシデントレポートの流れについて

伊藤医療安全管理部長から、資料1により説明があり、レポートの提出目的、対象項目、報告及び活用方法等に関する質疑応答があった。

なお、委員長から、資料1の3ページ「用語の定義」及び5ページ「インシデントレポートで報告すべき対象」に記載されている職員の針刺し事故に係る取扱いについて質問があり、伊藤医療安全管理部長から、3ページの記載については、本院で運用中の医療安全管理マニュアルの内容に合致するよう修正を行いたいこと、また、インシデントレポートの報告対象は「患者安全」に関する事項であり、5ページに掲げる対象外の事項は、それぞれ感染制御部等担当部署に報告するシステムが整備されている旨の回答があった。

以上より、インシデントレポートの流れについて、適正に対応していることを確認した。

（2）放射線業務従事者の被ばく低減について

越智画像診断部門長から、資料2により説明があり、被ばく線量管理、被ばく線量低減対策に関する質疑応答があった。

放射線業務従事者の被ばく低減について、適正に対応していることを確認した。

（3）院内巡視（透視検査室）

診療棟地下1階の透視検査室を巡視し、業務内容等を確認した。

3. 総括

広島大学病院の医療安全に係る業務について監査を実施したが、適正な管理がなされていたと認める。

また、特定機能病院の承認要件への対応状況についても、懸念される事項は見受けられなかった。

令和7年3月6日

広島大学病院医療安全監査委員会

委員長 山田 謙慈